

## 京都府地域防災計画の主な改定（案）

### 1 国の施策等を踏まえた改定

#### (1) 災害対策基本法等の一部改正を踏まえた改定

##### ○ 災害対策基本法等の一部改正

- ・避難勧告を廃止し、避難指示へ一本化  
→警戒レベル4で「避難指示」、警戒レベル5で「緊急安全確保」を発令
- ・市町村に避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化
- ・広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置
- ・福祉避難所制度の見直し（福祉避難所ごとにあらかじめ受け入れ対象等を特定）等

##### ○ 災害救助法の一部改正

- ・災害が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

#### (2) 被災者生活再建支援制度の改正を踏まえた改定

- ・「中規模半壊」を創設して支援金支給対象を拡大

#### (3) 「防災道の駅」認定制度の創設による改定

大規模災害時のライフライン事業者や応援隊の集結、救援物資の集配等を実施するため、道路の防災機能を強化し、広域災害応急対策の拠点となる「防災道の駅」を新設

#### (4) 関西広域連合「南海トラフ地震応急対応マニュアル」の一部改訂を踏まえた改定

地震発生規模や形態に応じて、被害が少なく応援の余力がある場合は他府県等を広域応援することについて追記

### 2 府の施策等を踏まえた改定

#### (1) 車での避難・安全確保

コロナ禍における指定緊急避難場所・指定避難所での分散避難や、雨風による徒歩での異動が困難な場合を想定し、車により緊急避難し車内で安全を確保する車中避難場所を確保

#### (2) 新総合防災情報システム稼働に伴う改定

- ・市町村の被害報告はシステム入力によることとし、広域振興局を経由した報告処理を見直し

#### (3) ダムの洪水調節機能の強化

- ・ダムの事前放流等の取組、異常洪水時防災操作に係る報道機関への情報提供等

#### (4) 避難所等緊急実態調査結果の反映

- ・避難所情報（避難所カルテ等）のホームページによる発信等

#### (5) 災害情報の発信・広報

- ・SNSによる災害時の情報発信、広報の拡充

#### (6) 感震ブレーカーの普及

- ・感震ブレーカーの府民への普及促進

#### (7) 各種協定締結を踏まえた改定

- ・災害時に活用する外部給電車両貸与の要請
- ・災害時における宿泊施設の確保